

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

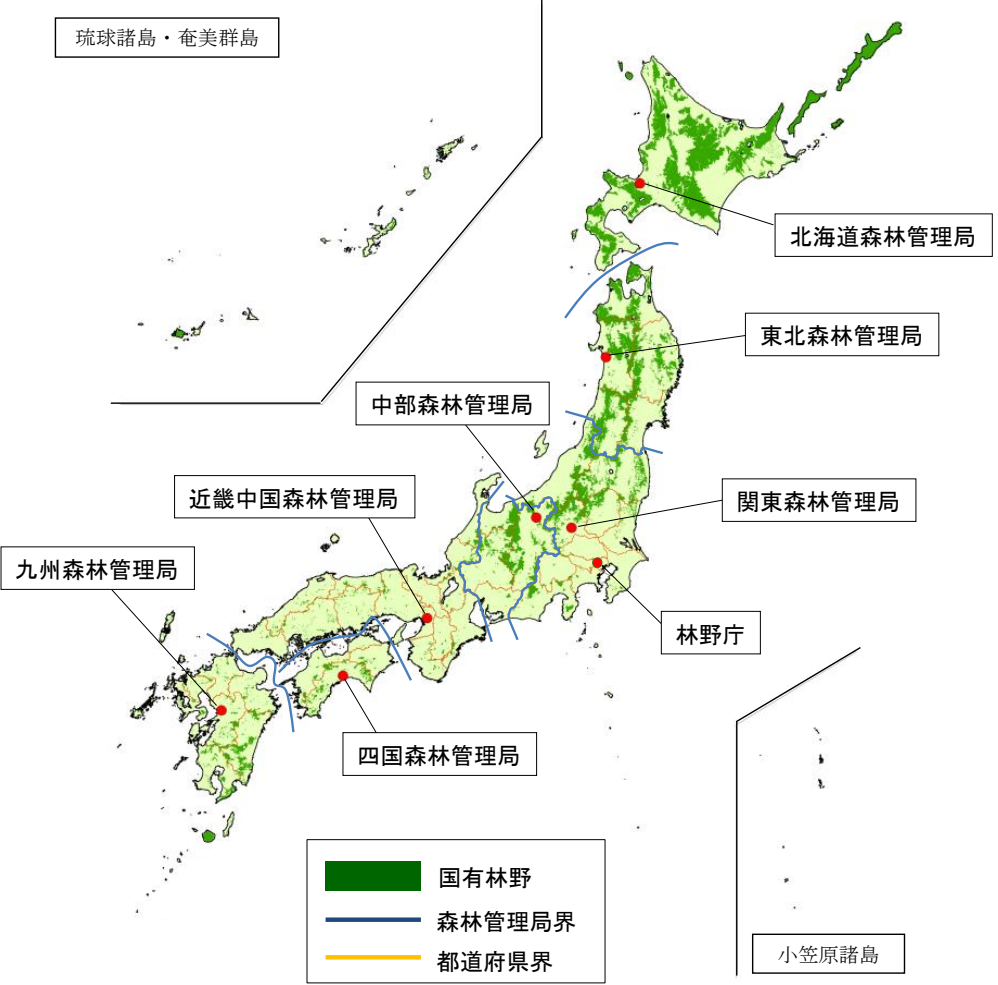
ア 国有林野の機能類型区分

国有林野は、奥地脊梁山^{せきりやう}地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵^{かん}養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

林野庁では、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵^{かん}養タイプ」の5つのタイプに区分し、いわゆる公益林として適切かつ効率的に管理経営を行い、これにより、国土の保全や地球温暖化防止等への国民の多様な期待に応えつつ、「パリ協定※」や「SDGs（持続可能な開発目標）※」、「カンクン宣言※」といった国際的な動向にも適切に対応しています。森林は、「SDGs」の様々な目標に関連しており、国有林野事業を実施することにより、様々な目標の達成を通じて、持続可能な世界の実現に向けて貢献します。

あわせて、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を計画的に供給することにより発揮しています。

図— 1 国有林野の分布



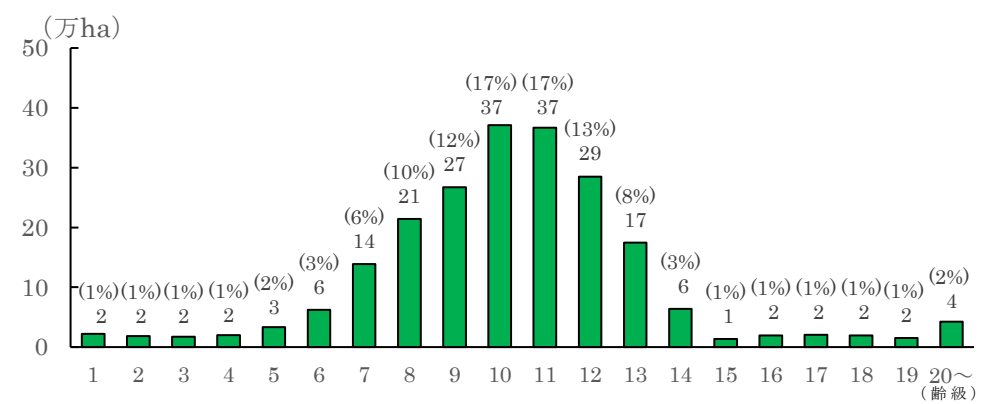
表－１ 国有林野の森林資源の現況

(単位：面積万 ha、蓄積百万 m³、国有林率%)

森林管理局		合計				(参考)
			人工林	天然林	その他	国有林率
面積	北海道	307	65	221	20	54.8
	東北	165	55	101	8	44.1
	関東	118	34	73	11	29.0
	中部	65	18	38	9	27.3
	近畿中国	31	13	16	1	6.6
	四国	18	12	6	0	13.8
	九州	53	27	24	2	19.2
	合計	758	224	481	53	30.3
蓄積		1,227	511	715	1	23.3

- 注：１ 面積及び蓄積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 3 年 4 月 1 日現在の数値である。
- ２ 国有林率は、平成 29 年 3 月 31 日現在の森林法第 2 条第 1 項に規定する森林に占める林野庁所管の森林法第 2 条第 3 項に規定する森林の割合である。
- ３ 計の不一致は、四捨五入による。

図－２ 国有林野における人工林の齢級構成



- 注：１ 国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 3 年 4 月 1 日現在の数値である。
- ２ 齢級とは、森林の林齢を 5 年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1～5 年生を「1 齢級」、6～10 年生を「2 齢級」と数える。

表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積 758 万 ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 147 万 ha (19%)	山地災害防止及び土壌 保全機能の発揮を第一 とすべき森林	根や表土の保全、下層 植生の発達した森林の 維持
自然維持タイプ 171 万 ha (23%)	原生的な森林生態系や 希少な生物の生育・生 息する森林など、属地 的な生物多様性保全機 能の発揮を第一とすべ き森林	良好な自然環境を保持 する森林、希少な生物 の生育・生息に適した 森林の維持
森林空間利用タイプ 46 万 ha (6%)	保健、レクリエーショ ン、文化機能の発揮を 第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用 の形態に応じた多様な 森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2 万 ha (0%)	快適な環境の形成の機 能の発揮を第一とすべ き森林	汚染物質の高い吸着能 力、抵抗性がある樹種 から構成される森林の 維持
水源涵養タイプ 394 万 ha (52%)	水源の涵養 ^{かん} の機能の発 揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の 長期化、広葉樹の導入 による育成複層林への 誘導等を推進し、森林 資源の有効活用にも配 慮

- 注：１ 面積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 3 年 4 月 1 日現在の数値である。
- ２ 国有林野面積 758 万 ha には、機能類型区分外（約 5 千 ha）を含む。
- ３ 木材等生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施

国有林野事業では、公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、5つの機能類型区分に基づき、流域の自然的特性等を踏まえつつ、森林施業等を実施しています。

山地災害防止タイプの森林では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や飛砂、潮害等の気象災害を防ぐため、間伐・植栽等の施業を行っています。

自然維持タイプの森林では、特に原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息し、厳格な保護・管理が必要な森林を保護林として設定するなど、森林生態系の保全等の取組を進めています（63 ページ参照）。

森林空間利用タイプの森林では、国民に森林浴や野外スポーツ等を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」等の活用を進めています（83 ページ参照）。

快適環境形成タイプの森林では、気象害や騒音、粉塵^{ふんじん}等から地域の快適な生活環境を保全するため、植栽や間伐等の施業を行っています。

水源涵養^{かん}タイプの森林では、渇水や洪水の緩和等を目的として、長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林へ導くための施業、針広混交林^{かん}*化等を行っています。

事例 1 多様で健全な森林への誘導に向けた面的複層林施業 (東北森林管理局 盛岡森林管理署)



- ・岩手県岩手郡(いわてぐん)
岩手町(いわてまち)
一方井(いっかたい)国有林
- ・モザイク状伐採施業箇所の
全景

林野庁では、戦後、造成された多くの人工林が主伐期を迎える中で、育成単層林の一部について、公益的機能の持続的な発揮に向け、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林を始めとする多様で健全な森林への誘導を推進しています。

育成複層林への誘導については、択伐や帯状又は群状の伐採等様々な手法がありますが、国有林野事業では、面的にまとまった森林を管理しているという特性を活かし、小面積の伐採箇所をモザイク状に配置する面的複層林施業も導入しています。

盛岡森林管理署では、その一環として、約 50ha の面的にまとまった人工林（水源涵養タイプ）において、小面積の伐採箇所をモザイク状に配置した上で、それ以外の必要な箇所については保育間伐を実施するという施業を導入しました。伐採後には、一貫作業システムによりカラマツのコンテナ苗を植栽するとともに、伐採前から生育していた広葉樹は、できるだけ残置することとし、多様な樹種からなる森林への誘導を目指しています。

こうした施業の実施に当たっては、計画段階から研究機関（国立研究開発法人森林整備・研究機構森林総合研究所東北支所）や民有林関係者とも連携するとともに、現地検討会を開催しつつ地域の林業関係者への普及にも努めました。

今後とも、植生の状況等に応じた適切な保育を行いつつ、多様で健全な森林づくりに対する地域の理解促進に向けたモデル箇所となるよう本取組の情報発信にも努めていくこととしています。

② 治山事業の実施

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、国有林野面積の 91%に当たる 686 万 ha が水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林※に指定されています。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコスト縮減を図りながら、治山事業による荒廃地の整備や災害復旧、保安林の整備等を計画的に進めています。

国有林野内で集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行うとともに、民有林内においても、大規模な山腹崩壊等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っています。

また、民有林と国有林の間での事業調整や情報共有を図り、事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、連携して荒廃地の復旧整備を行っています。

さらに、大規模山地災害が発生した際には、国有林野内の被害状況を速やかに調査するため、ヘリコプターや無人航空機等を活用した被害調査や専門的な知識・技術を有する職員からなる「山地災害対策緊急展開チーム」の被災地への派遣等を実施しています。加えて、令和 2 年度からは、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との協定に基づく陸域観測技術衛星「だいち 2 号」（ALOS-2）による緊

急観測データ等の活用、通信エリア圏外でも調査箇所の位置情報等を取得できるモバイルアプリケーション「山地災害調査アプリ」の活用等により、迅速な被害把握に取り組むとともに、これらの情報を地方公共団体にも共有するなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策等に取り組んでいます。

表－３ 保安林の現況

(単位：万 ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	924	565 (61)
土砂流出防備	261	105 (40)
土砂崩壊防備	6	2 (31)
その他の保安林	109	48 (44)
合計 [延面積]	1,300	721 (55)
[実面積]	1,225	686 (56)

注：１ 令和３年３月末現在の数値である。

２ 国有林野の面積には、官行造林地を含まない。

３ () 書は、総面積に占める国有林野面積の割合 (%) である。

４ 「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。

５ 計の不一致は、四捨五入による。

表－４ 令和２年度山地災害発生時の職員派遣状況

災害名（発生年月）	派遣人数
令和２年７月豪雨（令和２年７月）	延べ約 170 名

コラム1 国土強靱化3か年緊急対策の取組

近年、気候変動の影響等により、豪雨、暴風、豪雪等の気象災害が激甚化・頻発化しており、平成30年7月豪雨等を契機として閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、森林対策に関しては、緊急点検の結果、早急な対策が必要と判明した地区において、①治山施設等の設置、②海岸防災林の整備、③流木対策、④森林整備対策を平成30年度から令和2年度までの3年間、集中的に実施してきました。

① 治山施設等の設置

国有林野内の山地災害危険地区等について、その荒廃状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い、緊急的に対策が必要な箇所において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施しました。



- ・ 広島県神石郡(じんせきぐん)神石高原町(じんせきこうげんちょう)
大造山(おおぞうやま)
国有林
- ・ (左) 山地崩壊の様子
(右) 山腹工施工完了後の様子

② 海岸防災林の整備

国有林野内の海岸防災林について、生育状況、防潮堤等の付帯施設の健全度の緊急点検を行い、保安林機能が低下し緊急的に対策等が必要な海岸防災林において、植栽や防潮堤の設置等により整備を行いました。

- ・ 鹿児島県いちき串木野市(いちきくしきのし)
崎野湯(さきのがた)
国有林
- ・ (左) 侵食された海岸防災林の様子
(右) 防潮工施工完了後の様子



③ 流木対策

国有林野内の溪流沿いに土石流等で流木化するおそれのある立木等が多数存在している箇所等について、近年の流木災害を踏まえた緊急点検を行い、緊急的・集中的に流木対策が必要な箇所において、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備等を実施しました。



- ・高知県安芸郡(あきぐん)馬路村(うまじむら)
- ・南亀谷山(みなみかめだにやま)国有林
- ・緊急的に流木対策が必要な溪流の様子



- ・青森県弘前市(ひろさきし)
- ・東岩木山(ひがしいわきさん)国有林
- ・流木捕捉式治山ダム施工完了後の様子

④ 森林整備対策

国有林野の山地災害の危険性が高い地区等の周辺森林について、その荒廃状況、林道の健全性、代替路機能の緊急点検を行い、災害発生の危険性を低減するために、緊急的に整備が必要な箇所において、間伐等の森林整備や林道の改良整備を実施しました（事例2 24ページ）。



- ・長野県木曽郡(きそぐん)王滝村(おうたきむら)王滝(おうたき)国有林氷ヶ瀬小俣(こおりがせこまた)林道
- ・(左) 法面保護前の様子
- ・(右) 法面保護後の様子

なお、国土強靱化の取組は、更なる加速化・深化を図るため、令和3年度から7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づいて取り組むこととしています。

③ 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、投資効率や林地保全等にも十分配慮しながら、林道（林業専用道^{*}を含む。以下同じ。）及び森林作業道^{*}を適切に組み合わせ、特に自然的・社会的条件の良い森林において重点的に路網整備を進めました。基幹的な役割を果たす林道については、令和2年度末で13,378路線、総延長46,028kmとなりました。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形とすることにより切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を抑えるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減等に努めています。

これらの路網整備の取組については、技術者を育成するための研修や民有林と連携した現地検討会の実施等、民有林への普及にも取り組んでいます。

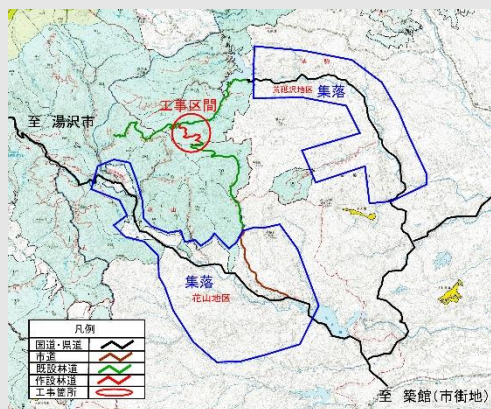
また、国有林野と民有林野が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、国有林野と民有林野が一体となった計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

さらに、豪雨災害が多発する中で、被災の危険性が高い地区等に所在する国有林林道において、国土強靱化に資するため、被災の危険性を低減させるための改良を実施しています。

あわせて、橋梁等の長寿命化を図るため、施設ごとに点検・診断や補修・更新等に関する計画を策定するとともに、計画に基づく取組を着実に進めています。

事例 2 災害に強い林道の整備

(東北森林管理局 宮城北部森林管理署)



- ・宮城県栗原市(くりはらし) 深山岳(ふかやまだけ)国有林
- ・(左) 砥沢(とざわ)林道の図面 (右) 法面保護を行った砥沢林道

森林の健全性を高めるためには適切な森林整備が必要であり、その実施に当たっては林道等の路網整備が必要です。また、林道は、災害により一般道が通行できなくなった際に代替路としても活用され、近年、豪雨災害等が頻発する中で、地域住民の交通確保に重要な役割を果たしています。

宮城北部森林管理署では、災害時の代替路としての機能も考慮しながら国有林野の森林整備を推進するため、林道の新設・改良を実施しました。

砥沢林道の整備に当たっては、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震により林道が甚大な被害を受けたことを踏まえて、林業用車両の通行とともに、地域防災力の向上のため荒砥沢地区と花山地区を結ぶ代替路として一般車両が通行することも想定しています。このため、林道法面を保護するための落石防止ネットと路体の改良工事を行うこととしました。令和元年度から着手した新設・改良工事により、2年間かけて総延長2,147mの林道が令和2年度に完成しました。

近年は、集中豪雨等により路体の崩落、流出、沢沿いの構造物の基礎洗掘、法面の崩落等の災害が多くなっていることから、今後も災害に強い林道の整備を推進します。

④ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画※に基づき、積極的な森林整備に取り組むこととしています。

国有林野事業においても、間伐等の森林整備や積極的な木材利用、国民参加の森林づくりとともに、人工林資源の成熟に伴い主伐面積が増加する中で、将来にわたる二酸化炭素の森林吸収量を確保・強化するため、再造林に率先して取り組むこととしています。

具体的には、間伐等の森林整備や、保安林の適切な保全管理（19 ページ参照）等を行っており、令和 2 年度には、我が国の森林全体で年平均 52 万 ha の間伐等の実施目標に対して、国有林野事業で約 9.6 万 ha の間伐を実施しました。

間伐材等の有効利用は、森林整備の推進や炭素の貯蔵にも貢献することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事における間伐材の利用等にも取り組んでいます。

また、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されることから、気候変動適応計画※等を踏まえ、健全な森林整備等（17 ページ参照）や治山施設の整備（19 ページ参照）を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の適切な保護・管理等（63、65 ページ参照）についても取り組んでいます。

こうした森林吸収源対策等に対し、国民の理解と協力をいただけるよう、NPO や企業等による森林づくり（48 ページ参照）や、国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信（43 ページ参照）、森林環境教育（45 ページ参照）等

を進めています。

表－５ 更新、保育、間伐事業の実施状況

区 分		令和２年度	(参考) 令和元年度	(参考) 平成３０年度
更新※ (ha)	人工造林※	10,930	10,616	8,614
	天然更新※	1,435	1,240	1,332
保育※ (ha)	下刈り※	44,827	44,487	47,739
	つる切※、 除伐※	9,046	8,226	9,234
間伐(万 ha)		9.6	9.8	10.1

注：１ 分収造林（53 ページ参照）における実績を含む。

２ 間伐（万 ha）は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

表－６ 森林土木工事における木材・木製品の使用状況

(単位：m³)

区 分	令和２年度	(参考) 令和元年度	(参考) 平成３０年度
林道事業	3,641	3,893	5,322
治山事業	28,005	30,891	35,741
計	31,646	34,784	41,063

参考：令和２年度に使用した木材・木製品には、約 5.0 千トンの炭素（約 18.2 千トンの二酸化炭素：全てスギを使用したと仮定）が蓄えられています。

事例 3 森林土木工事における木材利用に向けた新たな工法の開発

(中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所)



- ・長野県下伊那郡(しもしなぐん)大鹿村(おおしかむら) 治山事業施工地
- ・(左) 施工中の様子 (右) 完成後の様子

伊那谷総合治山事業所では、木材利用に向けた取組の一環として、木製残存型枠を使用した等厚コンクリート土留工を開発し、令和2年度に崩壊地の復旧工事で試験施工を行いました。

豪雨災害等で発生した崩壊地の復旧工事に当たっては、従来は基礎としてブロック積土留工等を一定間隔に配置し、その間の斜面において木製構造物を地形に沿って水平に設置する工法を用いてきました。しかし、近年、工事作業者の高齢化等からブロック積土留工の施工が難しく、在来工法を採用しにくくなっている傾向にあります。

そこで、土留工の新たな工法として、コンクリートの打設に必要な型枠に、軽くて組立てが簡単かつ撤去不要な木製の残存型枠を使用した等厚コンクリート土留工を開発しました。その型枠材を縦に配列することでブロック積土留工と同様に地形に沿った曲線施工が可能となりました。

当該工法による開発の成果としては、延長43.3mの土留工に対し、型枠材として6.2m³の地元産スギ間伐材を使用できました。さらに、当該工法の施工により、労働負担の軽減等を図ることができました。

中部森林管理局では、新たな工法の有用性が確認できたことから、工法の普及に向けて、発注の際に使用される基本的な図面を作成し、今後、使用可能な箇所において、積極的に採用していくこととしています。

① 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の保全に向け、「カンクン宣言」を踏まえ、生物多様性国家戦略^{*}や気候変動適応計画に基づき取組を推進していく必要があります。このため国有林野事業では、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進するとともに（63、65 ページ参照）、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいます。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備等、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林を保護樹帯等として保全することに取り組んでいます。

また、地域やNPO、ボランティアの方々等と連携し、希少種の保護や植生の復元、シカ被害対策等に取り組んでいます（61、69 ページ参照）。

さらに、森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センターでは、生物多様性の保全や自然再生等に取り組む地域の方々等と連携して、国有林野の生物多様性について現地調査等を実施し、そのデータに基づいた植生復元活動等を実施しています。また、それぞれの地域や森林の特色を活用した生物多様性の保全にも効果的な森林管理をモデル的に行うため、地域の方々等と協働・連携して森林の整備・保全活動を行うモデルプロジェクトに取り組んでいます。

事例 4 希少猛禽類の狩場創出を考慮した人工林の伐採

(関東森林管理局 赤谷森林ふれあい推進センター)



- ・群馬県利根郡(とねぐん)みなかみ町
相模三国嶺・高畑(あいまたみくにみね・たかはた)国有林
- ・(左) 小規模な伐採の様子 (右) 伐採箇所の上空を飛行するイヌワシの様子

赤谷森林ふれあい推進センターでは、赤谷プロジェクト地域協議会、公益財団法人日本自然保護協会と協働し、群馬県利根郡みなかみ町新治地区の約1万haの国有林野（通称「赤谷の森」）において、生物多様性の復元や持続的な地域づくりを目指した「赤谷プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトでは、希少猛禽類・イヌワシの生息数の回復が課題の一つとなっており、その原因として餌不足による繁殖の成功率の低さが挙げられています。この背景には、人工林のうっ閉により、イヌワシが獲物となる小動物の狩りを行う場が少なくなっていることが考えられました。

同センターでは、プロジェクトで設置している猛禽類モニタリングWGからの提言により、イヌワシの狩場（餌場）創出を考慮した人工林の小規模な伐採に取り組んでいます。平成27年度から継続して取り組み、令和2年度には、約0.7haの49年生のスギ人工林を伐採し狩場を創出しました。これまでの伐採箇所は4か所で約5haとなっています。

これまでのモニタリング調査の結果、伐採後の狩場ではイヌワシが餌とする小動物（ノウサギ、ヤマドリ等）が確認され、年々増加するイヌワシの利用時間からも、餌場として機能していることを確認しています。

引き続き、希少猛禽類の狩場創出を考慮した小規模伐採による効果を継続的にモニタリングしていくこととしています。

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

国有林野の管理経営に当たっては、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、民有林関係者等と川上から川下までの一体的な連携を図りつつ、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組んでいます。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

国有林野事業では、まとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給等を行っている特性を活かし、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を行っています。その成果については、各地での事業展開を図りつつ、現地検討会等を通じて、民有林への普及・定着に取り組んでいます。特に、特定母樹*や早生樹*等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術や衛星画像や無人航空機等の I C T（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証に取り組むとともに、下刈り回数の削減や実施時期の見直し、効果的な獣害防除、複層林への誘導等の普及に取り組んでいます。これらの実施に当たり、大学や試験研究機関と協定を締結するなど、技術開発に関する共同試験の実施及び研究成果の共有、フィールドの提供等を行っています。

また、事業発注を通じた施策の推進や、全国での多数の事業実績の統一的な分析等が可能であることから、その特性を活用し、コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に

行う「一貫作業システム」、工程管理の導入と改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る「生産性向上プログラム」等を推進しています。

このほか、新型コロナウイルス感染症の状況から、各森林管理局及び本庁では、技術研究発表会をオンライン形式により開催し、民有林等への技術の普及・情報発信に努めました。

表－７ 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

区 分	令和２年度	(参考) 令和元年度	(参考) 平成３０年度
実施回数	201 回	295 回	293 回
延べ参加人数	6,257 名	10,699 名	9,979 名
うち民有林関係	3,024 名	4,540 名	5,943 名

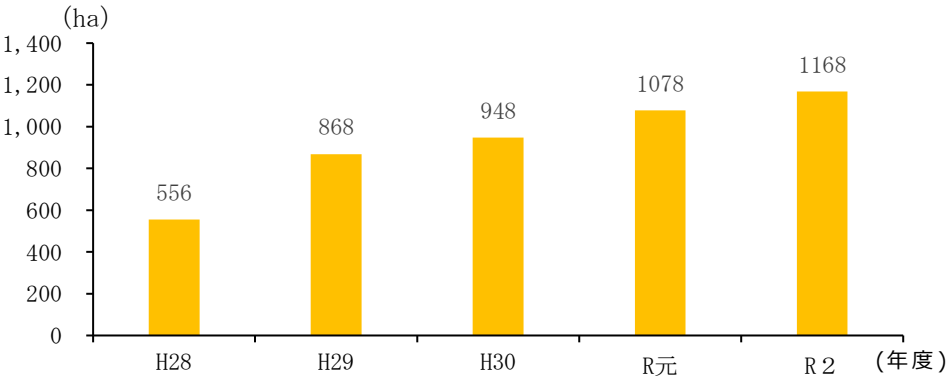
- 注：１ 各年度に、森林管理局や森林管理署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。
- ２ 民有林関係者とは、国有林野事業職員以外で、地方公共団体や林業事業体の職員等。
- ３ 令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期や中止された現地検討会があるため、実施回数や参加人数が減少している。

表－８ 大学及び試験研究機関との協定数

	大学	試験研究機関	計
森林管理局	18(7 局)	8(4 局)	26
森林管理署	7(3 局 6 署)	7(3 局 6 署)	14
計	25	15	40

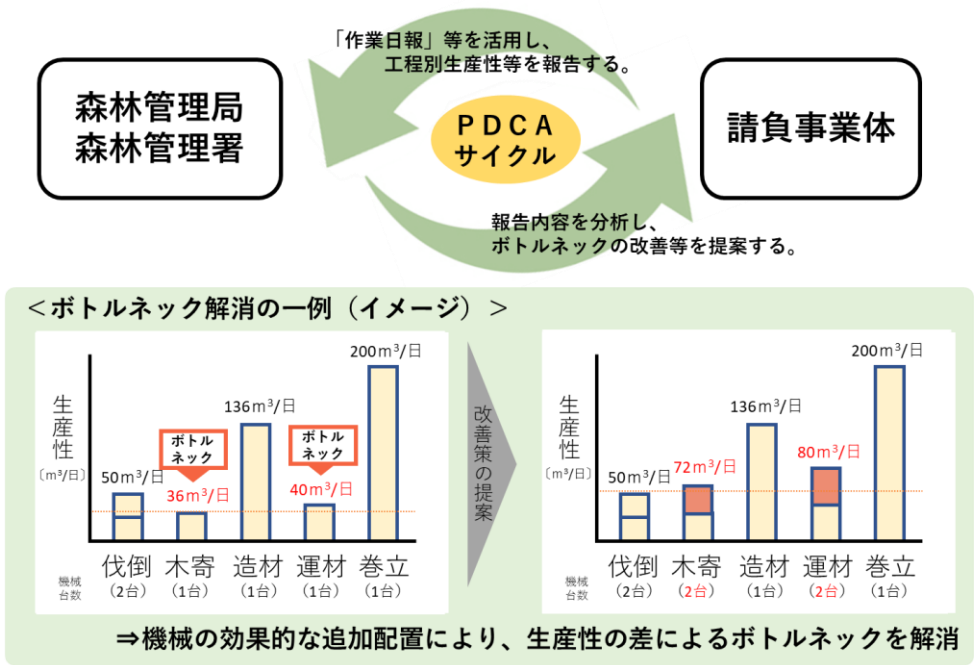
注：令和３年３月末現在の数値である。

図－３ 国有林野における伐採と造林の一貫作業の実施面積



図－４ 国有林における生産性向上の取組について

全局署において、各年度１事業体以上を目標とした請負事業体の生産性向上の取組を実践。



事例 5 無人航空機による造林資材の運搬

(四国森林管理局 安芸森林管理署)



- ・高知県安芸郡(あきぐん)東洋町(とうようちょう)別役南山(べっちゃんくみなみやま)国有林
- ・無人航空機による苗木の運搬の様子

伐採後の造林作業では、苗木や獣害対策のネット資材を造林地に運搬する必要があります。森林作業道が整備された箇所では、造林資材を車両系林業機械で運搬できますが、地形が急峻で森林作業道の整備が難しい箇所等では、機械による運搬が難しいケースがあります。

安芸森林管理署管内の森林は、急傾斜で車両系作業システムを適用できない箇所が多く、また林業従事者の減少と高齢化が進む中で労働負荷の軽減が課題となっており、そうした中、地元林業事業体が、近年普及が進んできた大型無人航空機を苗木の運搬作業に導入しました。

現地検討会では、コンテナ苗を大型無人航空機で吊し上げ、水平距離で約 500m、高低差約 300m 先の造林地へ運搬する作業を行いました。その結果、2 人の操縦者で 1 回当たり約 80 本のコンテナ苗をおよそ 5 分で運搬できました。これは、1 日に換算すると約 5 千本のコンテナ苗を運搬できることになり、従来であれば 10 人程度で行っていた作業を代替できる計算になります。

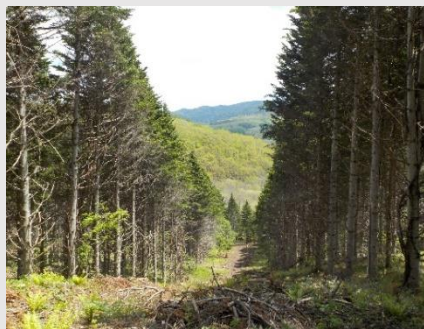
同署では、現地検討会の開催等を通じて、獣害対策ネット等他の資材の運搬にも大型無人航空機の活用を普及していくこととしています。

事例 6 北海道における国有林採種園が果たす役割

(北海道森林管理局)



- ・北海道旭川市(あさひかわし)
雨紛(うぶん)採種園
- ・カラマツ球果



- ・北海道足寄郡(あしよろぐん)陸別町
(りくべつちょう) 陸別採種園
- ・母樹の間伐後の様子

北海道では、成熟化した人工林の伐採量の増加とそれに伴う造林面積の増大により、苗木の需要増が見込まれ、遺伝的に優れた種子の安定的な供給が求められています。国有林採種園では、北海道において採取されたトドマツ・カラマツ・アカエゾマツ種子のうち、約7割以上を供給しており、特にトドマツの種子は、道内で採取されるほぼ全量が国有林採種園から採取されています。しかし、母樹が込み合い採種園内の光環境の悪化により実の成りが悪くなることや、母樹の樹高が高くなり種子の採取が困難となることより、このままでは必要な量を確保することが難しくなることが懸念されていました。

こうした状況を改善するために、北海道森林管理局では、平成27年度よりカラマツ採種園、平成28年度よりトドマツ採種園の再整備に取り組んでいます。具体的には、光環境改善のための母樹の間伐や、種子の採取のため、高所作業車等の導入のための路網を整備しています。令和2年度についても整備された路網を活用し、高所作業車等を用いて、種子の採取を行うなど、道内で必要とされる種子量の確保に取り組みました。

引き続き、北海道での再造林に不可欠な苗木生産に向けて、種子の安定供給という重要な役割を果たせるよう、関係機関と連携し取り組んでいくこととしています。

② 林業事業体の育成

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注においては、総合評価落札方式や「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく複数年契約（２か年又は３か年）、事業成績評定制の活用等を通じた生産性向上や労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組みました。間伐等の事業の複数年契約による実施は、新たな機械の導入、新規雇用、技術者の育成等林業事業体の育成に貢献しています。

また、林業事業体の経営の安定化に資するよう、市町村単位で今後５年間の国有林野事業における伐採量を公表するとともに、森林整備や素材（丸太）生産における発注見通しの情報を森林管理署等毎に公表するなど、効果的な情報発信の取組を進めています。

あわせて、森林経営管理制度[※]の定着に向け、同制度の要となる林業経営者の育成に資するよう事業の発注に際し、こうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するとともに、国有林野の多様な立地を活かし、事業の実施、現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じて林業経営者の育成に取り組んでいます。

さらに、当該林業経営者の育成について、樹木採取権制度[※]の適切な運用に取り組んでいます。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により木材需要が落ち込み、国有林材の供給調整が必要とされる状況にあったため、樹木採取区の指定等に係る手続を見合わせました。

表－９ 複数年契約による間伐等事業の状況

	契約 件数	期間	契約面積 (ha)	集材材積 (千m ³)	植栽面積 (ha)
平成 27 年度	16	3 か年	2,869	140	22
平成 28 年度	16		3,000	157	28
平成 29 年度	23	2 か年又は	3,227	170	50
平成 30 年度	24		3,731	189	61
令和 元年度	24	3 か年	3,440	195	218
令和 2 年度	24		3,096	187	3

事例 7 採材検討会による木材需要への林業事業体の対応力向上

(東北森林管理局 三八上北森林管理署)



- ・青森県十和田市(とわだし)谷地(やち)国有林
- ・スギ・広葉樹採材の様子

東北森林管理局では、地域の木材需要動向が変化したときに、木材需要に応じた木材を供給できるように、その情報を林業事業体に共有しています。

三八上北森林管理署では、林業事業体を始め木材流通・加工業者

や県・市町村を招いた採材検討会を開催し、木材需要の情報共有を図るとともに、木材需要に応じた採材方法について意見交換等を行っています。同署管内では、従来は4 mのスギ材の需要は少ない状況にありましたが、地域での4 mのスギ材の需要が増してきたことから、令和2年度に同署が林業事業体で生産したスギ材に占める4 m材の割合が前年度と比べて12%増加するなど、木材需要動向の変化に応じた供給ができたものと考えています。

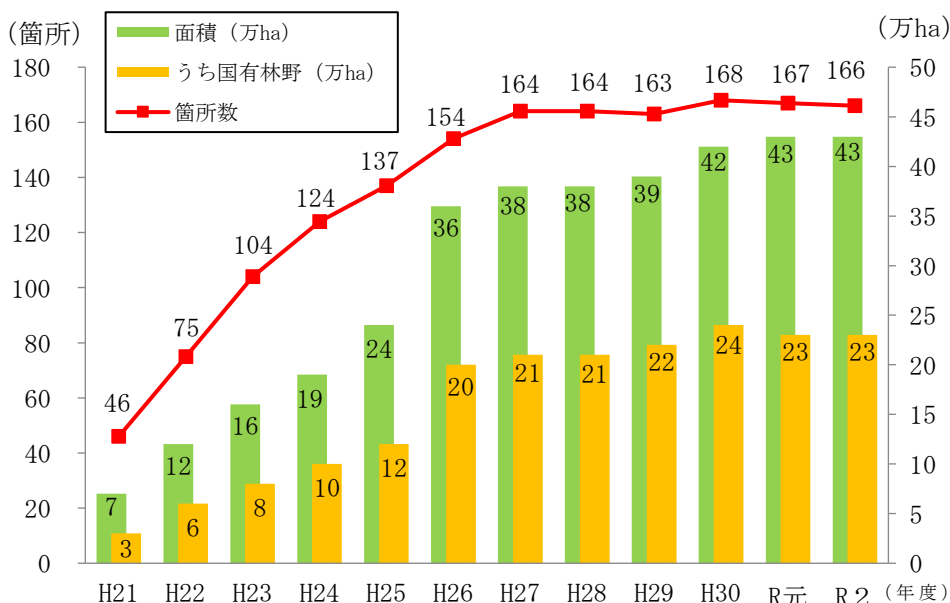
同署では、引き続き、採材検討会等の取組を通じて、地域の需要に応じた木材の供給に努めることとしています。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、間伐等の森林施業を連携して行うことを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しています。

令和2年度末現在、全国で166か所に団地を設定しており、国有林野と民有林野を連結した路網の整備、計画的な間伐、現地検討会の開催等を通じた民有林への技術普及に取り組むとともに、国産材の安定供給体制の構築に資するよう、路網や土場の共同利用、民有林材との協調出荷等を進め、地域における施業集約化の取組を支援しています。

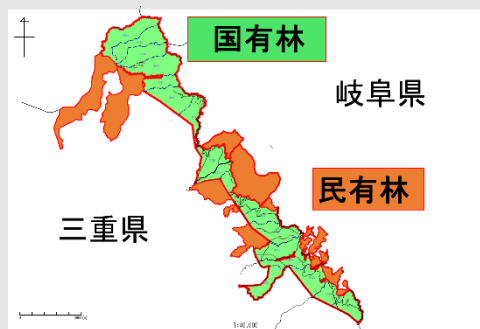
図－5 森林共同施業団地の現況



- 注：1 各年度末現在の数値であり、事業が終了したものは含まない。
 2 令和元年度に7か所で事業が終了し、令和2年度に新たに6か所で森林共同施業団地を設定（0.7万ha うち国有林 0.5万ha）して事業を開始。

事例 8 民有林と連携した森林整備や協調出荷

(近畿中国森林管理局 三重森林管理署)



- ・三重県いなべ市 悟入谷(ごにゅうだに)国有林 ほか
- ・(左) 森林共同施業団地全体図 (右) 国有林野内の中間土場の様子

三重森林管理署管内の^{ごにゅうだに}悟入谷・^{このうらやま}古野裏山地域では、周辺の民有林に基幹となる林道等が整備されていない状況でした。このため同署では、平成 28 年度から、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター津水源林整備事務所、岐阜県森林公社及び海津市太田自治会との間で森林共同施業団地を設定し、民有林と連携した森林整備、連結路網の整備、林道及び木材集積場（中間土場）の相互利用、大型トラックによる木材搬出等の取組を推進してきました。

これらの取組の進展を受け、順次、森林共同施業団地の拡大が行われており、平成 30 年 10 月には^{こまのおくじょうりあい}駒野奥条入会財産区（岐阜県海津市）が、平成 31 年 3 月には岐阜水源林整備事務所が、令和 3 年 3 月には海津市南濃町徳田区が加わることとなり、団地面積は合計で約 1,712ha（うち民有林約 587ha）に拡大しました。

団地設定から令和 2 年度までの 5 年間（第 1 期協定期間）に、連結路網を活用した搬出間伐を約 327ha（うち民有林約 96ha）実施し、約 17,200 m³（うち民有林約 2,500 m³）の素材（丸太）生産が行われ、この一部は、中間土場を活用して協調出荷を行いました。

令和 3 年度からの第 2 期の協定期間（5 年間）では、第 1 期の成果を踏まえつつ、引き続き、民有林関係者と連携した森林整備の推進や木材の安定供給、区域の拡大等に取り組むこととしています。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレストアー）等による技術支援

国有林野事業では、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者と会議等を通じて交流を推進するほか、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等が連携して技術的援助等チームを設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、「市町村森林整備計画※」の策定とその達成に向けた支援を行っています。あわせて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、都道府県と連携して公的管理を行う森林を取り扱う技術の普及等に取り組んでいます。また、事業発注やフィールドの提供を通じた研修実施等により民有林の人材育成支援に取り組むとともに、森林・林業関係の教育機関や林業従事者等の育成機関において、技術指導を行っています。

表－１０ 森林総合監理士等による市町村行政等への支援例

森林管理局	支援先市町村	概要
東北	最上町	山形県最上町では、所有者による経営管理が困難な森林が増加してきたため、森林経営管理法に基づく経営管理を推進しています。山形森林管理署最上支署は経営管理実施権の設定において、最上町が管理を再委託する民間事業者を選定する委員会に参画し、国有林野の管理経営の経験を活かした助言を行うことにより、よりよい民間事業者の選定の審査基準の作成に貢献しました。
関東	秩父市	埼玉森林管理事務所では、森林経営管理制度の経営管理権集積計画作成を支援するために、無人航空機を活用した森林調査の方法を普及する検討会を実施しました。検討会では埼玉県や秩父市の職員等が参加し、関東森林管理局及び同事務所の職員による説明の下、無人航空機の操作、オルソ画像の作成・解析を実践しました。今後も、経営管理権集積計画作成に活かせるように技術的な支援を実施します。

事例 9 国有林野のフィールドを活用した地域林政アドバイザーの養成

(九州森林管理局)



- 熊本県熊本市(くまもとし)小萩(おはぎ)国有林
- 造林作業の現地研修の様子

平成 31 年 4 月から開始された森林経営管理制度では、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや林業経営者に再委託する仕組みとなっており、市町村が重要な役割を担っています。

そうした中で、市町村によっては専門性のある林務担当職員がいないなど体制の強化が課題であり、林野庁では、一定の知識等を持った地域林政アドバイザーの活用を推進しています。

九州森林管理局では、熊本県が実施する研修に協力する形で地域林政アドバイザーの養成に取り組んでいます。

令和 2 年度には、地域林政アドバイザー候補者等を対象として、森林経営管理制度を運用するに当たり参考となるよう、熊本森林管理署管内の実際の作業現場を活用して、森林作業道の作設の留意点や造林作業の低コスト化についての現地研修を実施しました。あわせて、完了検査等への無人航空機の活用等の最近の技術動向について研修を実施しました。

今後も、森林経営管理制度が円滑に推進されるように、地元自治体と連携しながら、国有林野事業の技術・人材・フィールドを活用しつつ、市町村の森林・林業行政の支援に取り組んでいくこととしています。

コラム 2 林業大学校等との連携による人材育成

森林・林業分野においては、森林経営管理制度への対応を始め森林・林業行政に携わる人材の育成や林業従事者の確保が課題となっており、就業前の若手林業者の教育・研修機関として林業大学校等については 10 年前の平成 23 年度には 6 校だったところ、令和 3 年度までの間に 21 校に増加しました。

国有林野には、森林・林業分野に関する知識と林業を実践できるフィールドがあることから、各地の森林管理局や森林管理署等において、林業大学校等との連携協定を結び、国有林野事業の人的資源を活用した講師の派遣や国有林野のフィールドを活用した技術実習を行っています。

① 国有林野事業の人的資源を活用した人材育成の協力

各地の森林管理局や森林管理署等では、地域の森林・林業関係者の要請に応じ、国有林野事業に携わる職員の知識を活かして、森林計画制度、造林、森林環境教育などの研修等の講師を派遣しています。

令和 2 年 4 月に北海道において、林業の担い手育成のため、「北海道立北の森づくり専門学院」が開校し、道内各地で地域見学実習が行われており、各地の森林管理署からも職員を講師として派遣しています。

根釧^{こんせん}東部森林管理署では、北海道遺産構想推進協議会が選定する「北海道遺産」にもなっている根釧^{こんせん}台地の格子状防風林について紹介し、防風林の役割への理解を促進しました。また、日高北部森林管理署では、日高山脈を始めとした地域の特色や「アイヌ文化の伝承」に必要な広葉樹の育成等の取組を説明しました。これらの取組を通じて、森林・林業・木材産業に関する実践的な知識及び技術を今後活躍が期待される学生に伝えています。

- ・ 北海道沙流郡(さるぐん)日高町(ひだかちょう)
- ・ 日高北部森林管理署内
- ・ 講義の様子



② 国有林野のフィールドを活用した人材育成の協力

国有林野はまとまりのある多様な森林を有しており、公益的機能を重視した管理経営や林産物の安定供給を行っています。このような特性を活かし、関係機関と連携して、多種多様なフィールドの提供を通じて人材育成に取り組んでいます。

高知中部森林管理署では、平成 29 年度に高知県と四国森林管理局が締結した「林業・木材産業を担う人材育成に向けた高知県及び四国森林管理局の連携・協力に関する協定」に基づき実習のためのフィールドを提供し、林業大学校における人材育成の取組を支援しています。

平成 29 年度には林業大学校の学生を対象に署職員指導の下、地拵え※や苗木の植栽作業、獣害の現状と対策についての現地実習を実施しました。その後も毎年継続的に協定に基づいたフィールドを提供し、令和 2 年度も林業大学校の学生を対象に下刈りや地拵え、植付等の現地実習を実施しました。



- ・ 高知県香美市(かみし) 谷相山(たにあいやま)国有林
- ・ 国有林野における実習の様子
(左) 獣害対策の現地実習 (右) 苗木の植栽の現地実習

今後も、国有林野の研修フィールドとしての提供や職員による技術指導を通じて、地域林業の大きな課題である人材育成を支援し、林業・木材産業及び地域の発展に貢献していくこととしています。

(3) 国民の森林としての管理経営

① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

森林管理局等では、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するため、国有林野事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関するサービスを提供しています。また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画※」の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用するとともに、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を集めるなど、対話型の取組を進めています。

さらに、「国有林モニター※」制度により、地域の方々に現地説明会や広報誌等の情報提供を通じて国有林野事業を知っていただくほか、アンケート等を通じて、管理経営に対する様々な意見を直接伺うよう努めています。

このほか、ホームページの内容の充実等に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、多様な方法により国民への情報発信や意見聴取に積極的に取り組んでいます。

林野庁ホームページアドレス:「<http://www.rinya.maff.go.jp/>」



*各森林管理局等のホームページアドレスは 116、117 ページに掲載しています。

事例 10 国有林モニターを対象とした説明会の開催

(四国森林管理局)



- ・高知県土佐郡(とさぐん)
土佐町(とさちょう)
石原山(いしはらやま)
国有林
- ・林業機械による材の荷下ろし作業見学の様子

四国森林管理局では、国有林野の管理経営の取組に対する理解促進や意見聴取を目的として、国有林野事業を行う現場等で国有林モニターを対象とした説明会を開催しています。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の状況や、各県からの感染症対策に係る要請を踏まえ、マスクの着用や換気等の感染対策に十分配慮した上で、2回の説明会を開催しました。

このうち8月に開催した第1回説明会には、モニター21名が参加し、CLTを使用して建築された^{れいほく}嶺北森林管理署庁舎の見学や、国有林野事業の説明等を行ったほか、同署管内において、森林作業道の作設や林業機械による荷下ろしの様子、無人航空機の活用、獣害対策等の見学を行いました。

モニターからは、「無人航空機を利用することで、災害時等にも役立つと思うので、今後の利用方法にも期待したい」、「森林管理局・署の取組をもっとPRすべき」といった意見が出され、今後の国有林野の管理経営に活かすこととしています。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況等に十分配慮しつつ、国有林野の管理経営の取組に対する理解促進に資するようモニターに対する説明会等を開催していくこととしています。

② 森林環境教育の推進

森林管理局や森林管理署等では、森林環境教育の実践の場として国有林野が利用されるよう、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じて、プログラムの整備やフィールドの提供等に積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供し、様々な自然体験を進める「遊々の森^{ゆうゆう}」を設定しています。令和2年度末現在、151 か所で協定を締結しており、森林教室や体験林業等の様々な活動が行われています。また、プログラムの提供や技術指導を通じて、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援しています。

このほか、国民が森林や林業、国有林野事業への理解を深められるよう、様々な主体と連携して、植樹祭や育樹祭、森林教室等を開催しています。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施されている多くの森林環境教育のイベントが中止となりましたが、地元からの要望等を踏まえつつ、感染防止対策を徹底した上で開催したり、オンライン方式を導入するなど工夫をしながら取り組んだケースも見られました。

表－１１　教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況
(令和２年度)

連携機関	回数(回)	参加人数(人)	主な取組内容
保育園 幼稚園	70	1,940	親子を対象とした森林教室、木工教室、自然観察会、植樹等を実施
小学校	262	12,206	森林教室、木工教室、自然観察会、植樹等を実施
中学校	81	3,243	森林教室、下刈り・間伐等の体験林業、森林調査の体験等を実施
高校 大学	90	4,997	枝打ち※・間伐等の体験林業、森林管理署等における就業体験等を実施
その他	720	10,183	地域の自治体やNPO等と連携して開催した各種イベントの一環として森林教室等を実施
計	1,223	32,569	

事例 11 「遊々の森」での森林環境教育の取組

(北海道森林管理局 上川北部森林管理署)



- ・北海道名寄市(なよろし)見晴(みはらし)国有林
- ・苗木の植樹体験の様子

上川北部森林管理署では、平成 16 年度に地元名寄市立名寄南小学校と「遊々の森」の協定を締結し、「なんしやう南小の森」として、国有林野を環境教育の場として活用しています。

同校は、総合的な学習の時間に森林教室を行っており、同署職員が、樹木の観察や植樹体験といった体験型プログラムや森林の働きについて説明する学習型プログラムの作成や実施に協力しています。

令和 2 年度には、3 年生の児童 70 名を対象に 2 回の森林教室を実施しました。1 回目の 9 月には「植樹体験」と「クイズ形式での樹木の種類の学習」、2 回目の 11 月には「どんぐりの苗木づくり」と「模型を使用した種子散布の仕組み」、「森林の働きについての学習」を実施しました。

実施後のアンケートでは、9 割以上の児童から「楽しかった」「また『南小の森』に来て自然に関する授業を受けたい」といった満足度の高い意見が得られました。また、「どうして葉っぱは色が変わるの?」、「木にはどれくらい種類があるの?」といった質問が多数あり、地域の自然や森林への興味が高まったことがうかがえました。

引き続き、同署では、地域の児童・生徒等の自然や森林に対する理解が更に深まるよう、学校を始めとする地域関係者と連携しながら取り組むこととしています。

③ 森林の整備・保全等への国民参加

国民に開かれた国有林野の管理経営を推進するため、自ら森林づくりに参加したいという国民の要請も踏まえ、フィールドの提供を行うほか分収林制度※を活用し、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携して森林整備活動や自然再生活動等に取り組みました。

ア NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援

森林管理署等とボランティア団体等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」等を設定しています。

植樹や下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる「ふれあいの森」は、令和2年度末現在、127 か所で協定を締結し、令和2年度は延べ約1万2千人が森林づくり活動に参加しました。

また、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸など次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定し(令和2年度末現在24か所)、地域の関係者等が参加する森林づくり活動を進めています。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただくため、活動フィールドの提供を始め、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っています。

さらに、希少種の保護や植生の復元等、生物多様性の保全や自然再生についても、NPO等と連携して取り組んでいます。

表－１２ 国民参加の^{もり}森林づくりの協定締結状況

種類	箇所数	面積(ha)
ふれあいの森	127	4,266
社会貢献の森	176	3,062
木の文化を支える森	24	1,637
遊々の森	151	6,058
多様な活動の森	78	3,653
モデルプロジェクトの森	16	10,378

注：令和２年度末現在の数値である。

事例 12 ハートマーク♥桜の記念植樹による地域への貢献



- ・熊本県山鹿市(やまがし)横尾(よこお)国有林
- ・記念植樹の様子

(九州森林管理局 熊本森林管理署)

熊本森林管理署では、管内の伐採跡地の形が山鹿市内からハートマークに見えると地元テレビ局に取り上げられ話題となったことを受け、新型コロナウイルス感染症の影響で結婚式を挙げられなくなったカップル等を公募し、2月14日のバレンタインデーに記念植樹イベントを実施しました。

記念植樹のイベントには、公募で集まった31組がボランティアとして参加し、ヨウコウザクラを200本植樹しました。参加したカップルには植樹証明書を発行し、参加者からは「一生の記念になった」との声が数多く聞かれ、明るいニュースとして地元紙等で取り上げられました。

今後、同署では、桜の成長に合わせて定期的な保育作業を行うとともに、将来、開花した桜が市街地から見えるようになった際には、参加型のイベントとして見学会や写真撮影会を企画するなど、国民の森林として地域貢献ができるよう努めてまいります。

事例 13 公益財団法人イオン環境財団による森づくり

(関東森林管理局 千葉森林管理事務所)



- ・千葉県君津市(きみつし)
- ・協定調印式の様子

関東森林管理局では、令和2年度に公益財団法人イオン環境財団との間で協定締結による国民参加の森林づくり制度を活用したモデルプロジェクトの森「君津イオンの森」の協定を締結しました。

同財団では、国内外の地域行政と協力し、世界各地のボランティアとともに植樹活動を行う「イオンの森づくり」を始めとする環境活動に取り組んでいます。

「君津イオンの森」の協定では、千葉森林管理事務所管内の約4haの伐採跡地で、千葉県内に自生する17種6千本の樹木を植栽し、下刈り等の保育作業を実施していく計画となっています。また、「君津イオンの森」は、小中学生を始め、地域ボランティアを対象に森林とのふれあいや環境教育の場として活用することとしています。

第1回目の植樹については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年4月にイオンの関係者のみが参加する形で実施しました。

今後は、計画に沿って、植栽等を実施していくとともに、地域の関係者と連携しながら継続して保育作業に取り組むこととしています。

コラム3 木の文化の継承と国有林野の役割

太古の昔から現代に至るまで日本人は様々なかたちで木と関わり、我が国には古くから適材適所に木材を積極的に活用する「木の文化」が育まれてきました。こうした経緯により、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等に木材は不可欠なものとなっています。

国有林野事業では、木の文化を継承していくため、民有林からは供給が困難な樹種や特殊な寸法（大径・長尺材等）の木材等の供給に取り組んでいます。これまで伊勢神宮の式年遷宮御用材への木曽ヒノキの供給を始め、近年では東日本大震災により全壊した神社の再建へのヒバの供給、皇位継承の際に建立される大嘗宮^{だいじょうきやう}建立へのヤチダモ、スギ、カラマツの供給等に取り組んでいます。

木の文化を支える森づくりの取組

伝統文化の継承に必要な森林の育成を国民参加の下に行っていくため、平成14年度から「木の文化を支える森づくり」を開始しました。これまで、地域の関係者等の要望を踏まえながら、長野県諏訪地方の伝統行事である御柱大祭^{おんばしらたいまい}の用材を確保するための「御柱の森」や、秋田県大館地方の国の伝統的工芸品である大館曲げわっぱ^{おんばしら}の材料となる天然秋田スギにかわる高齢級人工林スギを守り育てるための「曲げわっぱの森」等で植栽やつる切などの取組を進めてきました。令和2年度末現在、木の文化を支える森は全国で24か所を設定しています。

表一全国の木文化を支える森（以下ホームページアドレス）



[「https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kinobunka_kojimori/kibunka.html」](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kinobunka_kojimori/kibunka.html)

森林管理局	箇所数	面積(ha)	代表的な木の文化を支える森
北海道森林管理局	2	9	イウオンネシリ（北海道）、 ^{ひやま} 檜山古事の森（北海道）
東北森林管理局	5	35	曲げわっぱの森（秋田）、平泉古事の森（岩手）
関東森林管理局	1	7	^{おんでこ} 鬼太鼓の森（新潟）
中部森林管理局	8	915	御柱の森（長野）、裏木曽古事の森（岐阜）
近畿中国森林管理局	4	5	京都古事の森（京都）、高野山古事の森（和歌山）
四国森林管理局	1	661	祖谷のかずら橋・架け替え資材確保の森（徳島）
九州森林管理局	3	5	木うその森（大分）、首里城古事の森（沖縄）

「木の文化を支える森」に設定した箇所では、地元自治体等からなる協議会が主催する植樹祭を始め、協議会会員による下刈り作業等が継続的に行われています。



- ・岩手県奥州市(おうしゅうし) 月山(つきやま)国有林
- ・平泉古事の森で児童等による植樹の様子(平成 21 年)

また、国有林野事業では、木材以外の木質資材の供給等にも取り組んでいます。徳島県三好市の重要な観光資源である「祖谷^いのかずら橋」は架け替え資材としてシラクチカズラ(サルナシ)の蔓を使用していますが、近隣で採取できる良質な資材は年々減少しており、かつ、植栽した苗木が利用できるまでには約 20 年から 30 年かかり資材の確保が難しい状況にあるため、徳島森林管理署では平成 20 年に「祖谷^いのかずら橋・架け替え資材確保の森」を設定し、シラクチカズラの苗木を栽培して植栽試験を実施してきました。さらに、育苗・育成技術の向上等のために、平成 30 年に三好市、香川大学、同署の三者による「シラクチカズラの資源確保と活用を推進するための連携協力に関する協定」を締結し、シラクチカズラを効率よく安定的に供給できるよう増殖活動に取り組んでいます。これにより、地域にとって重要な「祖谷^いのかずら橋」の架け替え資材が確保され、地域の伝統文化が伝承されることが期待されます。



- ・徳島県三好市(みよしし)
- ・(左) 地元小中学生による苗木づくりの様子
- ・(右)「祖谷(い)のかずら橋」の渡り初め式の様子(平成 27 年)

イ 分収林制度による森林づくり

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途上の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担していただき国が育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。

また、「分収育林」の契約者である「緑のオーナー」に対しては、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者の多様な意向に応えるため、契約延長が可能となるよう運用しています。

なお、「分収育林」の契約満期に伴う販売実績については、令和2年度までに2,502か所で売却し、一口（50万円）当たり、平均で約30万円の分収額になっています。

表－１３ 分収林の現況面積 (単位：ha)

区 分	令和２年度	(参考) 令和元年度	(参考) 平成３０年度
分収造林	99,691	102,234	105,716
うち法人 の森林	1,013 (296 か所)	1,011 (295 か所)	1,006 (292 か所)
分収育林	11,114	12,002	12,842
うち法人 の森林	1,321 (175 か所)	1,328 (177 か所)	1,333 (179 か所)

注：各年度期末現在の数値である。

事例 14 ガス会社による分収造林制度を活用した森林づくり活動

(近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署)



- ・ 広島県神石郡(じんせきぐん)神石高原町(じんせきこうげんちょう)星居山(ほしのこやま)国有林
- ・ (左) 除幕式の様子 (右) 少花粉ヒノキの植栽の様子

広島北部森林管理署では、広島ガス株式会社が掲げる二酸化炭素の吸収・貯蔵や里山再生、林業振興による中山間地活性化への貢献等の社会貢献活動に対し、分収造林制度を活用して管内の国有林野をフィールドとして提供し、同社が行う森林づくり活動を推進しています。

令和2年度は同社との間で分収造林契約を締結し、森林づくり活動に取り組むに当たって必要となる施業の内容を丁寧に説明するとともに、自然条件等を考慮した植栽樹種のアドバイスを行うなどの技術支援を行いました。

当該分収造林地約9haには、花粉の少ないヒノキ苗木約2万2千本が植栽され、同社が地元森林組合と連携して保育等を行っており、同署においても、技術支援を継続することとしています。



無人航空機による苗木運搬の様子

(撮影地：高知県安芸郡東洋町^{あきぐんとうようちょう})